

荒尾総合文化センター芝生広場利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、荒尾総合文化センター（以下「施設」という。）の敷地内の野外ステージを含む芝生広場（以下「広場」という。）を広く市民の利用に供するにあたり、広場の円滑な管理及び運営を行うため必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 広場の名称は、「荒尾総合文化センター芝生広場」とする。

(利用料)

第3条 利用料は、無料とする。

(利用時間)

第4条 広場を利用できる時間は、施設の休館日以外の日の午前9時から午後9時までとする。

(禁止行為)

第5条 広場では、荒尾市都市公園条例第4条に規定する禁止行為及び次の各号の行為をしてはならない。ただし、施設の管理者（以下「管理者」という。）が、施設の管理上支障がないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 芝生を著しく損傷すること。
- (2) 火気等を使用すること。
- (3) 自動車や自転車を乗り入れること。
- (4) 騒音を出すこと。（音響機器等の使用については、施設の他の利用者や近隣住民に配慮し、音量は広場で聞こえる程度に押さえるよう努めること。）
- (5) 特定の宗教的又は政治的行為を行うこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為若しくは他人に危険又は迷惑をかける恐れがあると思われる行為を行うこと。
- (7) 施設の管理に支障がある行為を行うこと。

(入場の制限)

第6条 広場では、荒尾市都市公園条例第11条の規定により入場の制限を行う。

(専用利用)

第7条 広場を一時的に専用して利用しようとする者（以下「専用利用者」という。）は、利用日の1週間前の日（施設の休館日にあたるときはその前日とする。）までに、所定の申込書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の専用利用を認めないことができる。

- (1) 施設内の各ホールの使用が同時間帯に予定されている場合
- (2) 施設の運営に支障があると認める場合

- (3) その他専用利用を認めることが適当でないとは判断した場合
- 3 専用して利用する場合の申込書の受付は、利用日の4か月前の日の属する月の初日（施設の休館日にあたるときはその翌日とする。）の日から開始し、先着順とする。
 - 4 広場では有料興行（入場料の徴収）をすることはできず、無料の催物等のみを行うことができる。ただし、当該催物等の中で、一部のサービス（出店等）の対価として金銭を受け取ることはその限りでない。
 - 5 利用を認められた専用利用者は、広場を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。
 - 6 利用を認められた施設の運営に支障が出ないように事前に管理者と協議を行い、実際の利用に際しては管理者が個別に対応することはしない。
(広場内での事故等)

第8条 広場での怪我及び事故等は、管理者の責任によるものの他は利用者の責任において処理すること。

(原状回復の義務)

第9条 広場の利用者は、広場の利用を終了したときは、速やかに原状に回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

(損害賠償)

第10条 広場の利用者は、故意又は過失によって広場内の芝生や施設を損傷又は滅失させたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、管理者に届出て、その指示を受けること。また、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年10月13日から施行する。